

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び大船渡市空家等対策の推進に関する条例（令和2年大船渡市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査等)

第2条 法第9条第2項の規定による空家等の所有者等に対し報告を求める通知は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（様式第1号）により行うものとする。

2 空家等の所有者等が前項の求めに応じ提出する報告書は、空家等に係る事項に関する報告書（様式第2号）とする。

3 法第9条第3項及び条例第7条第2項の規定による立入調査の通知は、空家等立入調査実施通知書（様式第3号）により行うものとする。

4 法第9条第4項及び条例第7条第3項に規定する身分を示す証明書は、空家等立入調査員証（様式第4号）とする。

(認定及び取消しの通知)

第3条 条例第5条第2項の規定による管理不全空家等の認定の通知は、管理不全空家等認定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第5条第4項の規定による管理不全空家等の認定の取消しの通知は、管理不全空家等認定取消通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 条例第6条第3項の規定による特定空家等の認定の通知は、特定空家等認定通知書（様式第7号）により行うものとする。

4 条例第6条第4項の規定による特定空家等の認定の取消しの通知は、特定空家等認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

(勧告)

第4条 法第13条第2項の規定による管理不全空家等に係る勧告は、勧告書（様式第9号）により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による特定空家等に係る勧告は、勧告書（様式第10号）により行うものとする。

(命令)

第5条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第11号）により行うものとする。

2 法第22条第4項の通知書は、命令事前通知書（様式第12号）とする。

3 法第22条第13項の標識は、標識（様式第13号）とする。

（代執行）

第6条 法第22条第9項の規定による代執行（以下「代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の戒告は、戒告書（様式第14号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の通知は、代執行令書（様式第15号）により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第16号）とする。

（応急措置）

第7条 条例第8条第2項の規定による通知は、応急措置通知書（様式第17号）により行うものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月19日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有又は管理する下記の空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行のため、下記のとおり法第 9 条第 2 項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる 空家等	所在地	
	用途	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 報告を求める 内容		
3 報告書の提出先		
4 報告期限	年 月 日	

留意事項

- 1 上記 4 の期限までに上記 3 の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、二十万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第 22 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に大船渡市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大船渡市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

年 月 日

大船渡市長 様

住所
氏名

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づき、 年
○月○日付け○第○号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報
告します。

記

1 対 象 と な る 空 家 等	所 在 地	
	用 途	
	所 有 者 等 の 住 所 及 び 氏 名	
2 報 告 事 項		
3 添 付 書 類		

留意事項

上記 2 及び 3 について、虚偽の報告をした者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、二十万円以下の過料に処されることとなります。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

空家等立入調査実施通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項（大船渡市空家等対策の推進に関する条例第 7 条第 1 項）の規定に基づき、次のとおり空家等の立入調査を実施しますので通知します。

記

1 立入調査の対象となる空家等	所在地	
	所有者等の住所及び氏名	
2 立入調査の日時		
3 立入調査の趣旨及び内容		

様式第 4 号（第 2 条関係）

空家等立入調査員証 第 号	
(写真)	所 属 職 名 氏 名 生年月日 上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条 第 2 項及び大船渡市空家等対策の推進に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを 証明する。 年 月 日発行 大船渡市長 印

備考

- 1 この証票の大きさは、縦 5.5 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- 2 この証票の裏面には、関係条文を記載すること。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

管理不全空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等を大船渡市空家等対策の推進に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認定しました。

ついては、当該空家等の管理不全な状態を改善するよう指導しますので、速やかに措置を実施してください。

記

1 対 象 と な る 管 理 不 全 空 家 等	所 在 地	
	用 途 等	
	所 有 者 等 の 住 所 及 び 氏 名	
2 空家等の管理不全 な 状 態 の 内 容		
3 指 導 に 係 る 措 置 の 内 容		
4 指 導 の 責 任 者		
5 措 置 の 期 限	年 月 日	

留意事項

- 1 上記 2 に記載する管理不全な状態を改善した場合は、遅滞なく、上記 4 に示す者まで報告してください。
- 2 正当な理由なく管理不全な状態を解消する措置をとらなかった場合には、法第 13 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

管理不全空家等認定取消通知書

あなたが所有又は管理する空家等は、大船渡市空家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法第 13 条第 1 項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認定しましたが、空家等の状態が改善されたことから、条例第 5 条第 4 項の規定により、当該認定を取り消します。

記

対象となる 空 家 等	所 在 地	
	所 有 者 等 の 住所及び氏名	

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

特定空家等認定通知書

あなたが所有又は管理する下記の空家等を大船渡市空家等対策の推進に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に該当すると認定しました。

ついては、法第 22 条第 1 項の規定に基づき、当該特定空家等の不適切な状態を改善するよう助言（指導）しますので、速やかに措置を実施してください。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 特定空家等の不適切 な状態の内容		
3 助言（指導）に 係る措置の内容		
4 助言（指導）の 責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

留意事項

- 1 上記 2 に記載する特定空家等の状態を改善した場合は、遅滞なく、上記 4 に示す者まで報告してください。
- 2 正当な理由なく不適切な状態を解消する措置をとらなかった場合には、法第 22 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

特定空家等認定取消通知書

あなたが所有又は管理する空家等は、大船渡市空家等対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する「特定空家等」に該当すると認定しましたが、空家等の状態が改善されたことから、条例第 6 条第 4 項の規定により、当該認定を取り消します。

記

対象となる 空 家 等	所 在 地	
	所 有 者 等 の 住所及び氏名	

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

勧告書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第13条第 1 項に規定する「管理不全空家等」に該当すると認定し、対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第13条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる 管理不全等	所在地	
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 勧告に係る 措置の内容		
3 勧告に 至った事由		
4 勧告の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

留意事項

- 1 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- 2 上記 1 の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法第349条の 3 の 2 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 3 上記 3 の措置が実施されず、法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22 条に基づき、必要な措置をとることとなります。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

勧告書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定し、対策を講じるように助言（指導）してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、次のとおり速やかに必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 勧告に係る 措置の内容		
3 勧告に 至った事由		
4 勧告の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

留意事項

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく報告してください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法第349条の3の2の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 4 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

命令書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定し、 年 月 日付け 第 号により法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した期限までに意見書の提出等がありませんでした。

ついては、次のとおり措置をとることを命令します。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	
	用途等	
	所有者等の 住所及び氏名	
2 措置の内容		
3 命ずるに 至った事由		
4 命令の責任者		
5 措置の期限	年 月 日	

留意事項

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に報告してください。
- 2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大船渡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（前記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、大船渡市を被告として（訴訟において大船渡市を代表する者は、大船渡市長となります。）提起することができます。ただし、この処分の日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

命令事前通知書

あなたが所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当すると認定し、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、あなたは法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途等	
	所有者等の住所及び氏名	
2 命じようとする措置の内容		
3 命ぜらるに至った事由		
4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先		
5 意見書の提出期限	年 月 日	

留意事項

上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく、上記4に報告してください。

様式第13号（第5条関係）

標識

次の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づき措置をとることを命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等	所在地	
	用途等	
2 措置の内容		
3 命ずるに至った事由		
4 命令日		
5 命令の責任者		
6 措置の期限	年 月 日	

第 年 月 日
号

様

大船渡市長

印

戒告書

あなたに対し、 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する下記特定空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定に基づき戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる 特定空家等	所 在 地	
	用 途 等	
	構 造	
	規 模	建築面積 m^2 延べ床面積 m^2
	所 有 者 等 の 住所及び氏名	
2 措置の内容		

教示

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大船渡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（前記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、大船渡市を被告として（訴訟において大船渡市を代表する者は、大船渡市長となります。）提起することができます。ただし、この処分の日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長

印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有又は管理する下記特定空家等を 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに当該措置を履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる 特定空家等	所在地	
	用途等	
	構造	
	規模	建築面積 m^2 延べ床面積 m^2
	所有者等の 住所及び氏名	
2 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで	
3 代執行の内容		
4 執行責任者		
5 代執行に要する経 費の概算見積額	円	

教示

- この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大船渡市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（前記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、大船渡市を被告として（訴訟において大船渡市を代表する者は、大船渡市長となります。）提起することができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号	
執行責任者証	
(写真)	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項の規定に基づく、下記の行政代執行の執行責任者であることを証明する。 年 月 日発行 大船渡市長 印 1 代執行をなすべき事項 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載 2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間	

備考

- 1 この証票の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 この証票の裏面には、関係条文を記載すること。

		第 号	
執行責任者証			
(写真)	所	属	
	職	名	
	氏	名	
	生年月日		
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項の規定に基づく、下記の緊急代執行の執行責任者であることを証明する。			
		年 月 日発行	
		大船渡市長	印
1 代執行をなすべき事項 勧告書（ 年 月 日付け 第 号）記載			
2 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間			

備考

- 1 この証票の大きさは、縦5.5センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 この証票の裏面には、関係条文を記載すること。

第 年 月 日 号

様

大船渡市長 印

応急措置通知書

あなたが所有又は管理する空家等は、適切な管理が行われていないことにより、市民の生命、身体又は財産に損害を与え、又は与えるおそれがあり、その損害を予防し、又はその拡大を防ぐために緊急に措置を行う必要があったため、大船渡市空家等対策の推進に関する条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり応急措置を行いましたので、同条第2項の規定により通知します。

なお、措置に要する全ての費用は、同条第3項の規定に基づき、あなたに請求します。

記

1 措置を講じた空家等	所在地	
	用途等	
	構造	
	規模	建築面積 m ² 延べ床面積 m ²
	所有者等の住所及び氏名	
2 措置の執行日	年 月 日から 年 月 日まで	
3 措置の内容		
4 執行責任者		
5 措置に要した費用	円	